

資料 1

精華町立中学校における学校給食の実施に関する基本的事項

平成23年第3回精華町議会定例会で議決された「町立中学校完全給食実施を求める決議」を受け、精華町立中学校での学校給食実施についての検討にあたっては、平成23年12月に町内の小中学校の児童・生徒・保護者に対し「小・中学生の食生活についてのアンケート」を実施した。

また、平成24年8月に設置した「精華町子どもの食のあり方懇談会」において中学校給食の実施についても幅広く意見を求め、5回の懇談会を開催し、2月15日に懇談会報告書を提出いただいた。

教育委員会として、これらの意見等を踏まえ、中学校給食の実施に関する基本的事項を下記のとおり定め進めることとする。

記

1. 中学校給食の実施方式

センター方式により3中学校同時に実施する。

2. 設置場所

3中学校の施設の現状から、現在改築に向け設計を進めている精華中学校の敷地（現校舎跡地）を利用して給食センターを設置する。

3. 実施時期

精華中学校校舎改築工事の完成後、小中学校への空調設備設置時期との調整を図りながら進める。